

愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）  
補助金交付要綱の一部を改正する要綱

愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 29 日付け 27 地福第 1169 号）の一部を次のように改正する。

第 12 において、「3 前 2 項について、この補助金の交付の申請等に当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であつて、当該額を減額して申請等している場合を除く。」を加える。

別表介護の普及啓発事業の項を次のように改める。

介護の普及啓発事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「介護の普及啓発事業実施要綱」に基づき実施する事業	(1)セミナー・講習会等  1回当たり200千円	介護及び介護の仕事の理解促進・普及啓発を目的として愛知県内で行うセミナー・講習会等の開催に必要な次の経費  賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広報料、手数料）、委託料、使用料（会場使用料、大道具等借上料）	市町村（介護保険の保険者である広域連合を含む。（以下、この表において「市町村等」という。））、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年五月二十六日法律第三十号）第40条第2項第1号から3号に基づく介護福祉士養成施設（以下、この表において「介護福祉士養成施設」という。）を運営する法人、福祉関係職能団体、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業所・施設（以下、この表において「介護事業所」という。）を運営する法人、その他介護分野の専門性を有する団体	3/4
		(2)イベント（講演会・シンポジウム等、就職説明会・業界説明会）  1回当たり3,417千円	介護及び介護の仕事の理解促進・普及啓発を目的として愛知県内で行うイベントの開催に必要な次の経費  賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	市町村等	3/4
		(3)職場体験  1人につき 1日当たり 6千円	福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して実施する職場体験において必要な次の経費  賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	市町村等	3/4
		(4)普及啓発資材等作成  1事業者当たり 500千円	介護に従事していない者への介護に関する普及啓発を目的としたリーフレットやポスター等の作成等に必要な次の経費  賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	市町村等、介護福祉士養成施設を運営する法人、福祉関係職能団体、介護事業所を運営する法人、その他介護分野の専門性を有する団体	3/4

別表介護人材資質向上事業の項を次のように改める。

介護人材資質向上事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「介護人材資質向上事業実施要綱」に基づき実施する事業	(1) 市町村補助金		市町村等	3/4
		①市町村等が、事業所職員等に対し研修を実施した場合	市町村等が事業所職員等に対して行う、介護従事者の資質の向上を図るための研修の実施に必要な次の経費		
		1回当たり 708千円	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料		
		②市町村等が、事業所を行う研修に対して助成した場合	事業所が行う介護従事者の資質向上を図るための研修に対して市町村等が助成する次の経費		
		1回当たり 150千円	負担金、補助金及び交付金		
		③市町村等が、事業所が負担する職員の研修受講料に対して助成した場合	事業所が従業者に介護従事者の資質向上を図るための研修を受講させるために負担した受講料に対して市町村等が助成する次の経費		
市町村等が負担した額	負担金、補助金及び交付金				
(2) 介護人材養成関係団体補助金		介護福祉士養成施設を運営する法人、介護分野の専門性を有する団体	3/4		
①介護従事者資質向上補助金	関係団体が介護の仕事に従事している者やこれから従事しようとする者に対して介護技術の向上及び取得等のために実施する研修の開催に必要な次の経費				
1回当たり 101千円	賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料（会場使用料）、賃借料				
②介護事業所従事者育成支援補助金	関係団体が派遣する講師が、事業所の個々の要望や実状に合わせた研修のプログラムを作成し、介護職員として必要な知識・技術に関する研修の開催に必要な次の経費				
1回当たり 150千円	賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料（会場使用料）、賃借料				
③外国人介護留学生学習支援事業費補助金	介護福祉士養成施設が外国人留学生に対して行うカリキュラム外講義の開催に必要な経費				
1時間当たり 3,900円	賃金、超過勤務手当、報償費（謝金）、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料				

別表キャリアパス対応生涯研修事業の項を次のように改める。

キャリアパス対応生涯研修事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「キャリアパス対応生涯研修事業実施要綱」に基づき実施する事業	5,773千円	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が行うキャリアパス対応生涯研修事業のために必要な次の経費  人件費（給与、手当、社会保険料等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費等購入費、会議費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、賃借料、負担金	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	10/10
----------------	--	---------	--	------------------	-------

別表法律相談等支援事業の項を次のように改める。

法律相談等支援事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「法律相談等支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	5,635千円	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が介護事業所に対して行う、専門相談対応に必要な次の経費  人件費（給与、手当、社会保険料等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	10/10
-----------	---	---------	---	------------------	-------

別表認知症地域医療支援等事業の項を次のように改める。

認知症地域医療支援等事業	平成27年4月15日老発0415第6号厚生労働省老健局長通知の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」（第8普及啓発推進事業を除く。）に基づき実施する事業及び平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「認知症対応病院個別指導事業実施要綱」に基づき実施する事業	8,002千円	認知症地域医療支援等事業の実施に必要な次の経費  賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	名古屋市	3/4
--------------	---	---------	--	------	-----

別表外国人介護留学生奨学金給付等支援事業の項を次のように改める。

外国人介護留学生奨学金給付等支援事業	平成31年4月1日付け31地福第220号福祉局長通知の「外国人介護留学生奨学金給付等支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	介護福祉士資格の取得を目指す留学生1人につき下表のとおり	介護事業所を運営する法人が、介護福祉士資格の取得を目指す留学生に対し支給する奨学金等に要する下表の経費	介護事業所を運営する法人	1/3																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>経 費</th> <th>基 準 額</th> <th>対 象 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">日本語学校</td> <td>学費</td> <td>50,000円 月額</td> <td rowspan="2">1年以内</td> </tr> <tr> <td>居住費などの生活費※1</td> <td>30,000円 月額</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">介護福祉士養成施設</td> <td>学費</td> <td>50,000円 月額</td> <td rowspan="4">正規の就学期間※2</td> </tr> <tr> <td>入学準備金</td> <td>200,000円 1回限り</td> </tr> <tr> <td>就職準備金</td> <td>200,000円 1回限り</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士試験受験対策費用</td> <td>40,000円 1回限り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>居住費などの生活費※1</td> <td>30,000円 月額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						対 象	経 費	基 準 額	対 象 期 間	日本語学校	学費	50,000円 月額	1年以内	居住費などの生活費※1	30,000円 月額	介護福祉士養成施設	学費	50,000円 月額	正規の就学期間※2	入学準備金	200,000円 1回限り	就職準備金	200,000円 1回限り	介護福祉士試験受験対策費用	40,000円 1回限り		居住費などの生活費※1	30,000円 月額	
対 象	経 費	基 準 額	対 象 期 間																										
日本語学校	学費	50,000円 月額	1年以内																										
	居住費などの生活費※1	30,000円 月額																											
介護福祉士養成施設	学費	50,000円 月額	正規の就学期間※2																										
	入学準備金	200,000円 1回限り																											
	就職準備金	200,000円 1回限り																											
	介護福祉士試験受験対策費用	40,000円 1回限り																											
	居住費などの生活費※1	30,000円 月額																											
<p>※1) 家賃の他、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。          なお、補助事業者が1年度で360,000円を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合は、以下①②のとおり基準額の加算を行う。          ①月20,000円の加算          ②入居に係る初期費用等について、該当月(1回/年度)に限り、月50,000円の加算</p> <p>※2) 病気等真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した場合は対象期間に含める。</p>																													

別表外国人介護人材受け入れ施設等環境整備支援事業の項を次のように改める。

外国人介護人材 受入施設等環境 整備支援事業	令和2年8月12日 付け2高福第 698号福祉局長 通知の「外国人 介護人材受入施 設等環境整備支 援事業実施要 綱」に基づき実 施する事業	1事業所当たり  300千円	外国人介護人材と日本人職員や介護 サービス利用者との相互間のコミュニ ケーション支援に資する取組、外国人 介護人材の介護福祉士の資格取得に必 要な取組、及び外国人介護人材の生活 支援に必要な取組に必要な次の経費  賃金、報償費、諸手当、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、教材費)、役 務費(通信運搬費、手数料、保険 料)、委託料、使用料及び賃借料、負 担金、備品購入費	介護事業所を運 営する法人	2/3
------------------------------	--	----------------------	---	------------------	-----

別表外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業(介護施設等)の項を次のように改め  
る。

外国人介護福祉 士候補者受入施 設学習支援事業 (介護施設等)	令和5年9月12日 付け5高福第 2704号福祉局長 通知の「外国人 介護福祉士候補 者受入施設学習 支援事業(介護 施設等)実施要 綱」に基づき実 施する事業	(1)日本語学習、介護分 野の専門知識の学習及び 学習環境の整備  候補者1人当たり  150千円  (ただし、年度途中から 就労を開始する者や帰国 等する者については、就 労実態に応じて補助基準 額を月割りすることと し、算出した額に1,000 円未満の端数が生じた場 合は、その端数は切り捨 てるものとする。)	就労中の外国人介護福祉士候補者の日 本語学習(日本語講師の派遣、日本語 学校への通学等)、介護分野の専門知 識の学習(民間業者が実施する模擬試 験や介護技術講習会への参加等)及び 学習環境の整備に要する次に掲げる経 費  報償費、旅費、需用費(消耗品費、印 刷製本費、教材費)、役務費(通信運 搬費、手数料、保険料)、使用料及び 賃借料、委託料、補助金(入学金、受 講料に限る。)、備品購入費(単価30 万円以上の備品を除く。)	介護事業所を運 営する法人	10/10
		(2)喀痰吸引等研修の受 講  候補者1人当たり  75千円	就労中の外国人介護福祉士候補者の喀 痰吸引等研修(社会福祉士及び介護福 祉士法施行規則(昭和62年厚生労働 省令第49号)附則第13条第1号イ に規定する第一号研修又は同号ロに規 定する第二号研修)の受講に要する次 に掲げる経費  旅費、需用費(消耗品費、印刷製本 費、教材費)、役務費(通信運搬費、 手数料、保険料)、補助金(入学金、 受講料に限る。)		
		(3)研修を担当する者の 活動  1受入施設当たり  60千円	外国人介護福祉士候補者の研修を担当 する者の活動に要する次に掲げる経費  諸手当(受入施設の研修担当者にかか るものに限る。)		

別表外国人介護人材技能向上研修事業の項を次のように改める。

外国人介護人材技能向上研修事業	令和5年9月12日付け5高福第2704号福祉局長通知の「外国人介護人材技能向上研修事業実施要綱」に基づき実施する事業	(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施 研修1日あたり 250千円	県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上することを目的とした集合研修等の実施に要する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	介護福祉士養成施設を運営する法人、介護分野の専門性を有する団体	10/10
		(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施 研修1日あたり 250千円	外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的とした外国人介護人材受入施設等（受入予定施設等を含む）の職員を対象にした研修の実施に要する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）		
		(3) 研修講師の養成研修の実施 研修1日あたり 250千円	上記(1)又は(2)に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的とした当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するための研修の実施に要する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）		

別紙様式1（介護の普及啓発事業費補助金）の別紙様式1-1-2を次のように改める。

(別紙様式1-1-2（介護の普及啓発事業費補助金・イベント事業）)

年度介護の普及啓発事業所要額調査（内訳書）

(補助事業者名)

イベント事業の名称	総事業費 (A)	寄附金 その他 収入額 (B)	差引事業費 (A-B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)
	円	円	円	円	3,417,000円/1回	円	円
合計					—		

(注) 1 この様式は補助区分ごとに作成すること。ただし、事業の実施が一回の場合は、本様式の作成を省略し、様式1-1のみの作成とすることができる。  
2 行が足りない場合は適宜追加し作成すること。  
3 F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。  
4 G欄にはC欄とF欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。  
5 本様式にて算出された合計額を様式1-1の該当欄に記載すること。

別紙様式2（介護の普及啓発事業費補助金）の別紙様式2-1-2を次のように改める。

(別紙様式2-1-2（介護の普及啓発事業費補助金・イベント事業）)

年度介護の普及啓発事業要額精算書（内訳書）

(補助事業者名 )

イベント事業の名称	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A-B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)
	円	円	円	円	3,417,000円/1回	円	円
合計					—		

(注) 1 この様式は補助区分ごとに作成すること。ただし、事業の実施が一回の場合は、本様式の作成を省略し、様式2-1のみの作成とすることができる。  
 2 行が足りない場合は適宜追加し作成すること。  
 3 F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。  
 4 G欄にはC欄とF欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。  
 5 本様式にて算出された合計額を様式2-1の該当欄に記載すること。

別紙様式1（介護人材資質向上事業費補助金）の別紙様式1-1-1を次のように改める。

(別紙様式1-1-1（介護人材資質向上事業費補助金・研修実施）)

年度介護人材資質向上事業費所要額調査（内訳書）

(補助事業者名 )

研修名	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A-B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)
	円	円	円	円	708,000円/1回	円	円
合計							

(注) 1 この様式は補助区分ごとに作成すること。ただし、事業の実施が一回の場合は、本様式の作成を省略し、様式1-1のみの作成とすることができる。  
 2 行が足りない場合は適宜追加し作成すること。  
 3 F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。  
 4 G欄にはC欄とF欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。  
 5 本様式にて算出された合計額を様式1-1の該当欄に記載すること。

別紙様式1（介護人材資質向上事業費補助金）の別紙様式1-1-6を次のように改める。

(別紙様式1-1-6 (介護人材資質向上事業費補助金・外国人介護留学生学習支援事業費補助金))

年度介護人材資質向上事業費所要額調査 (内訳書)

(補助事業者名 )

講義名	総事業費 (A)	寄附金 その他の 取入額 (B)	差引事業費 (A-B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)
	円	円	円	円	3,900円/時間 時間	円	円
合計							

(注) 1 この様式は補助区分ごとに作成すること。  
 2 行が足りない場合は適宜追加し作成すること。  
 3 F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。  
 4 G欄にはC欄とF欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。  
 5 本様式にて算出された合計額を様式1-1の該当欄に記載すること。

別紙様式2（介護人材資質向上事業費補助金）の別紙様式2-1-1を次のように改める。

(別紙様式2-1-1 (介護人材資質向上事業費補助金・研修実施))

年度介護人材資質向上事業費所要額精算書 (内訳書)

(補助事業者名 )

研修名	総事業費 (A)	寄附金 その他の 取入額 (B)	差引事業費 (A-B) (C)	対象経費の 支出済額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)
	円	円	円	円	708,000円/1回 日/回	円	円
合計							

(注) 1 この様式は補助区分ごとに作成すること。ただし、事業の実施が一回の場合は、本様式の作成を省略し、様式1-1のみの作成とすることができる。  
 2 行が足りない場合は適宜追加し作成すること。  
 3 F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。  
 4 G欄にはC欄とF欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。  
 5 本様式にて算出された合計額を様式2-1の該当欄に記載すること。

別紙様式2（介護人材資質向上事業費補助金）の別紙様式2-1-6を次のように改める。

(別紙様式2-1-6 (介護人材資質向上事業費補助金・外国人介護留学生学習支援事業費補助金))

年度介護人材資質向上事業所要額精算書 (内訳書)

(補助事業者名)

講義名	総事業費 (A)	寄附金 その他の 取入額 (B)	差引事業費 (A - B) (C)	対象経費の 支出済額 (D)	基準額 (E) 3,900円/時間 時間	選定額 (F)	補助基本額 (G)
	円	円	円	円	円	円	円
合計							

(注) 1 この様式は補助区分ごとに作成すること。  
 2 行が足りない場合は適宜追加し作成すること。  
 3 F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。  
 4 G欄にはC欄とF欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。  
 5 本様式にて算出された合計額を様式2-1の該当欄に記載すること。

この要綱は、令和8年4月20日に施行し、令和8年4月1日から適用する。